

第 2 回 定 例 会

令 和 6 年 度 予 算 案 関 係 資 料

茨 城 県

| | | | |
|-----|----------------------|-------|--------|
| I | 令和6年第2回県議会定例会提出議案等一覧 | ----- | (1) |
| II | 令和6年度6月補正予算案の概要 | | |
| | 1 基本的な考え方 | ----- | (2) |
| | 2 補正予算の規模 | ----- | (2) |
| | 3 主な事業 | ----- | (2) |
| | 4 債務負担行為 | ----- | (3) |
| | 5 一般会計補正予算款別内訳（歳入） | ----- | (9) |
| | 6 一般会計補正予算款別内訳（歳出） | ----- | (10) |
| III | 債務負担行為一覧 | ----- | (11) |
| IV | 条例その他の議案の概要 | ----- | (12) |
| V | 報告事項 | ----- | (17) |

| | | |
|-----|-----|------------|
| 予 算 | 1 件 | (一般会計 1 件) |
|-----|-----|------------|

| | | |
|-------|------|-------------------|
| 条例その他 | 13 件 | (条 例 7 件 その他 6 件) |
|-------|------|-------------------|

| | | |
|-----|-----|-----------|
| 報 告 | 1 件 | (専 決 1 件) |
|-----|-----|-----------|

(注) この資料は、精査の結果異動が生じることがある。

I 令和6年第2回県議会定例会提出議案等一覧

(予 算)

- 1 令和6年度茨城県一般会計補正予算（第1号）

(条例その他)

- 1 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 2 茨城県県税条例等の一部を改正する条例
- 3 茨城県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
- 4 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 5 茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- 6 茨城県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例
- 7 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例の一部を改正する条例
- 8 工事請負契約の締結について（県庁舎ヒートポンプ更新工事）
- 9 工事請負契約の締結について（茨城県植物園等整備工事）
- 10 訴えの提起について
- 11 特定調停について
- 12 権利の放棄について（産業廃棄物処理費用に係る損害賠償金）
- 13 権利の放棄について（中小企業高度化資金貸付金）

(報 告)

- 1 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について

Ⅱ 令和6年度6月補正予算案の概要

1 基本的な考え方

災害発生時においても機能維持が必要な医療・社会福祉施設への再生可能エネルギーの導入や、木造住宅に対する耐震診断の促進など、防災・減災対策の強化を図るとともに、人口減少や人手不足などの課題に対応した事業構造の転換などを促進するため、スピード感をもって必要な予算を計上するもの。

2 補正予算の規模

(単位：百万円)

| 区分 | 現計 A | 今回補正予算 B | 補正後 計 A+B |
|------|-------------|-------------|--------------|
| 一般会計 | 1, 251, 190 | 1, 223 | 1, 252, 413 |

・今回の補正予算に係る所要の一般財源については、一般財源基金からの繰入金を充当した。

3 主な事業

(単位：百万円)

(1) 防災・減災対策 488

新 再生可能エネルギー導入レジリエンス強化関連事業 404

(災害発生時に機能維持が必要な病院等における再生可能エネルギーの導入支援)

・ 建築物等震災対策事業 13

(旧耐震基準の木造住宅における耐震診断の実施経費に対する補助)

・ 医療施設スプリンクラー等緊急整備助成事業 71

(病院、有床診療所におけるスプリンクラー等の機器整備に対する補助)

(2) 事業構造の転換等の促進 735

新 運送業2024年問題対策関連事業 50

(貨物運送・乗合バス事業者が行うDX等による業務効率化に対する支援)

新 いばらき業務改善奨励金事業 42

(賃金を30円以上引き上げ990円以上とし、国の業務改善助成金を受ける事業者に対する上乗せ補助)

新 重点市場インバウンド誘客促進事業 250

(ゴルフツーリズムやプロモーションによる観光事業者(宿泊・交通事業者等)の支援)

| | | |
|---|---|-----|
| 新 | 花絶景観光支援事業 (花絶景を切り口としたコンテンツ造成支援など国内外からの誘客の促進) | 100 |
| 新 | 霞ヶ浦北浦漁業構造改革緊急対策事業 (新たな収入源の確保のため漁法の多角化に取り組む漁業者に対する支援) | 31 |
| ・ | 共同物流拠点施設整備事業 (青果物等の共同配送に必要な物流拠点の施設整備に対する補助) | 262 |

4 債務負担行為

- ・ 中小事業者災害対応再生可能エネルギー導入利子補給 1件（7百万円）

再生可能エネルギー導入レジリエンス強化関連事業（新規）

【R6.6月補正予算額 404百万円】

県民生活環境部環境政策課地球温暖化対策G（029-301-2939）

再生可能エネルギーの導入支援を通じ、エネルギー価格高騰による事業者負担の軽減を図るとともに、災害時におけるレジリエンスの強化を促進します。

1 医療・社会福祉施設再エネ導入レジリエンス強化事業（402百万円）

○災害発生時に機能維持が求められる医療・社会福祉施設（表1）に対し、太陽光発電設備及び蓄電池導入の際の経費の一部を補助・補助額（上限）
 太陽光：11.5万円/kW（1億2,000万円）
 蓄電池：7.5万円/kWh（太陽光発電設備が8h発電する電気を蓄電できる容量×7.5万円/kWh）

表1

| | |
|--------|------------------------------------|
| 医療施設 | 病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所、薬局 |
| 社会福祉施設 | 老人福祉施設、障害者支援施設、保護施設、婦人保護施設、児童福祉施設等 |

2 中小事業者災害対応再エネ導入利子補給事業（2百万円）

○茨城県中小企業資金融資制度を活用して、太陽光発電設備及び蓄電池を導入する、災害時に事業継続が求められる事業者（表2（医療・社会福祉施設を除く））に対し、利子補給を実施
 ・補助率 県10/10
 ・利子補給期間 令和10年度まで

表2

| | |
|-----------|--|
| 生活必需品販売施設 | 卸売市場、食料品売場、コンビニエンスストア、生活必需品売場、スーパーマーケット、ドラッグストア、ガソリンスタンド |
| 交通関係 | バス、タクシー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス |
| その他 | ごみ処理施設、その他県が認めるもの |



建築物等震災対策事業

【R6.6月補正予算額 13百万円】

土木部都市局建築指導課企画G（029-301-4716）

木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断に関する支援の拡充や耐震診断士養成、所有者に向けた啓発活動の強化に取り組みます。

1 耐震診断に関する支援の拡充 10百万円

- (1) 支援対象
旧耐震基準の木造住宅（※）の耐震診断に係る補助を実施する市町村
※1981年5月31日以前に工事着手したもの
- (2) 対象経費
旧耐震基準の木造住宅の耐震診断
- (3) 負担割合・県補助上限
【負担割合】国1/2、県1/4、市町村1/4
【県補助上限】22,000円



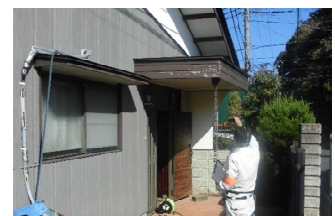
地震による木造住宅の被害

2 耐震診断士養成の強化 2百万円

木造住宅耐震診断士養成のための講習回数が増（1回→3回）

3 所有者に向けた啓発活動の強化 1百万円

耐震化啓発のための案内通知の作成



耐震診断士の診断作業の様子



医療施設スプリンクラー等緊急整備助成事業

【R6.6月補正予算額 71百万円】

保健医療部医療局医療政策課医療整備G (029-301-3186)

医療機関における防火対策として、スプリンクラー等が設置されていない医療機関に対して、スプリンクラー等の整備に係る経費を補助します。

背景・目的

- 平成26年度の消防法施行令等改正により、医療機関におけるスプリンクラー設置義務が拡大されたため、同年度から、医療機関へのスプリンクラー整備を補助
- 消防法施行令等改正に伴う経過措置が令和7年6月末に終了することを受け、医療機関からの前倒しでの設置意向に対応し、期限までの確実な設置を促進

事業内容

- 補助予定医療機関：令和6年度6月補正分 4医療機関計 71百万円（病院3、有床診療所1）
 ※令和6年度当初分 8医療機関計264百万円（病院6、有床診療所2）
 合計 12医療機関計335百万円（病院9、有床診療所3）
- 負担割合：国1/2、事業者1/2
- 補助対象設備：スプリンクラー（パッケージ型自動消火設備等を含む）



運送業2024年問題対策関連事業（新規）

【R6.6月補正予算額 50百万円】

産業戦略部中小企業課経営支援室 (029-301-3560)

政策企画部交通政策課地域交通G (029-301-2604)

物価高騰やトラック・バス運転者の拘束時間の上限規制等（2024年問題）により、影響を受けている貨物運送事業者等や、乗合バス事業者のうち、業務効率化の取組を行う事業者を支援し、運転者の労働条件の改善や県内物流の効率化を図ります。

1 貨物運送事業者等【30百万円】

- <補助対象> 県内に主たる事業所を有する中小貨物運送事業者又は中小倉庫事業者で、パートナーシップ構築宣言(※)を行っている事業者（想定：15事業者）
※取引先との共存共栄の取組や「取引条件のしわ寄せ」防止を企業の代表者名で宣言。宣言企業は国のポータルサイトで公表。
- <対象経費> DXにより業務効率化を図るシステム等の初期導入経費
（例）デジタルタコメーター、IT点呼システム、配車計画システム等
 手荷役作業の軽減に資する機器の導入経費
（例）テールゲートリフター、フォークリフト等
- <補助率> 1/2（補助上限：2百万円）



2 乗合バス事業者【20百万円】

- <補助対象> 県内に営業所を有する乗合バス事業者（10事業者）
- <対象経費> DXにより業務効率化を図るシステム等の初期導入経費
（例）IT点呼システム、勤怠管理システム、乗務日報自動作成システム等
- <補助率> 1/2（補助上限：2百万円）





いばらき業務改善奨励金事業（新規）

【R6.6月補正予算額 42百万円】

産業戦略部労働政策課労働経済・福祉G（029-301-3635）

物価高の影響を受ける中小企業等の設備投資等を支援することで、生産性向上を図り、持続的な賃上げを促進します。

| | | | | | | | | | | | | |
|----------------|---|---|--------|---------|----------------|--------|--------|--------------|-----------|-----|---------|----------|
| 補助対象者 | 事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、990円以上（※1）とし、生産性向上のための設備投資等を行う中小企業・小規模事業者等（※2） ※1：最低賃金が953円の場合 ※2：R6.1月以降に国の業務改善助成金の交付決定を受けていること | | | | | | | | | | | |
| 助成率・上限 | ○助成率 | 業務改善助成金(国)の自己負担分の1/2 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>国助成率</td> <td>3/4の場合</td> <td>4/5の場合</td> <td>9/10の場合</td> </tr> <tr> <td>県助成率</td> <td>1/8</td> <td>1/10</td> <td>1/20</td> </tr> </table> | | | 国助成率 | 3/4の場合 | 4/5の場合 | 9/10の場合 | 県助成率 | 1/8 | 1/10 | 1/20 |
| | 国助成率 | 3/4の場合 | 4/5の場合 | 9/10の場合 | | | | | | | | |
| 県助成率 | 1/8 | 1/10 | 1/20 | | | | | | | | | |
| | ○助成上限額 | 最大100万円 【助成イメージ】 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="3">補助対象経費160万円の場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 60%;">業務改善助成金120万円</td> <td>自己負担分40万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="background-color: red; color: white;">県助成20万円</td> <td style="background-color: yellow;">自己負担20万円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 5px;">自己負担分の1/2を県が助成</p> | | | 補助対象経費160万円の場合 | | | 業務改善助成金120万円 | 自己負担分40万円 | | 県助成20万円 | 自己負担20万円 |
| 補助対象経費160万円の場合 | | | | | | | | | | | | |
| 業務改善助成金120万円 | 自己負担分40万円 | | | | | | | | | | | |
| | 県助成20万円 | 自己負担20万円 | | | | | | | | | | |
| 助成対象 | 生産性向上のための設備投資等 例) ・セルフオーダーシステム、オンライン予約システムの導入による業務の効率化 ・リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮 | | | | | | | | | | | |



重点市場インバウンド誘客促進事業（新規）

【R6.6月補正予算額 250百万円】

営業戦略部観光誘客課海外誘客G（029-301-3616）

訪日ゴルフ人気が高い韓国等において、本県の強みであるゴルフ等を打ち出した旅行支援と誘客プロモーションを戦略的に展開し、本県への旅行需要の定着と拡大を図ることにより、県内観光事業者（宿泊・交通事業者等）の支援に繋がります。

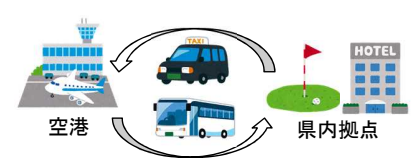
1 事業内容

(1) インバウンド旅行支援事業（170百万円）

- ・ G o T o 茨城旅行割
インバウンド客による本県への旅行費用の一部（5,000円程度/泊）を助成
- ・ G o T o 茨城送迎支援
成田空港等と県内拠点（宿泊施設やゴルフ場等）間の送迎バスやタクシー等の運行を支援



韓国からのゴルフツアー



(2) 重点市場大規模プロモーション（80百万円）

上記（1）の周知等を図るため、現地でのジャック広告や著名人を活用した大規模な誘客プロモーションを実施



花絶景観光支援事業（新規）

【R6.6月補正予算額 100百万円】

営業戦略部観光戦略課観光戦略G（029-301-3617）

急速に回復するインバウンド需要等を効果的に取り込むため、本県が誇る「花絶景」を切り口としたコンテンツの造成、高付加価値化や観光客の受入環境整備を支援することで、国内外からの誘客を強化・促進します。

（1）花絶景コンテンツ造成支援事業（50百万円）

- 補助対象経費：国内外に訴求する「花絶景」コンテンツ造成
- 対象事業者：観光事業者、各市町村観光協会やDMO、商工会等
- 補助率：県10/10（上限5百万円/件 ※10件程度を想定）



【ひたち海浜公園（コキア）】

（2）インバウンド受入環境整備事業（30百万円）

- 補助対象経費：インバウンド受入環境の整備（「花絶景」に関する施設等が対象、HP・サイン多言語化、キャッスルや翻訳機導入、海外OTA商品掲載等）
- 対象事業者：観光事業者、各市町村観光協会やDMO、商工会等
- 補助率：県10/10（上限3百万円/件 ※10件程度を想定）



【いばらきフラワーパーク（バラ）】

（3）インバウンドコーディネーターによる伴走支援事業（20百万円）

上記（1）、（2）を効果的に実現するため、コーディネート事務局機能をインバウンドに精通する事業者へ委託して実施



【借楽園（梅）】



霞ヶ浦北浦漁業構造改革緊急対策事業（新規）

【R6.6月補正予算額 31百万円】

農林水産部漁政課企画調整G（029-301-4070）

漁法の多角化による新たな収入源確保のため、霞ヶ浦北浦の漁業者に対し、定置性漁法を実施するための漁具の確保や技術の習得を支援します。

【支援対象】 主要漁法（トロール漁）の許可を持つ漁業者で経営改善に意欲的な者

【支援内容】 ○漁具導入費用補助（6百万円）

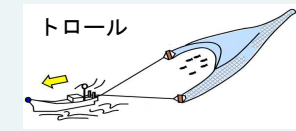
張網や刺網に使用する漁網の購入、又は補修にかかる費用の一部を補助（補助率：2/3）

○操業の多角化支援（25百万円）

操業開始時から習熟までの間、トロール漁に出漁せず定置性漁法に出漁することによる機会損失相当額の奨励金を支給（定額）

現在の主要漁法

トロール



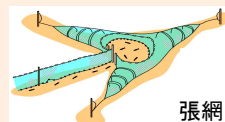
ワカサギ



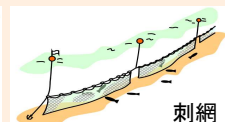
シラウオ

+α
(多角化)

定置性漁法



張網



刺網



ハクレン



スズキ



アメリカナマズ



【R6.6月補正予算額 262百万円】

農林水産部農業技術課管理G (029-301-3867)

物流機能を強化し、青果物等の安定供給を確保するため、業務の効率化や省力化を図り、配送のための一時保管を主とする共同物流拠点施設の整備を支援します。

【事業内容】

産地から消費地への共同配送等に必要な物流拠点の施設整備を支援
国が新たに認めた工事分を拡充

【事業主体】

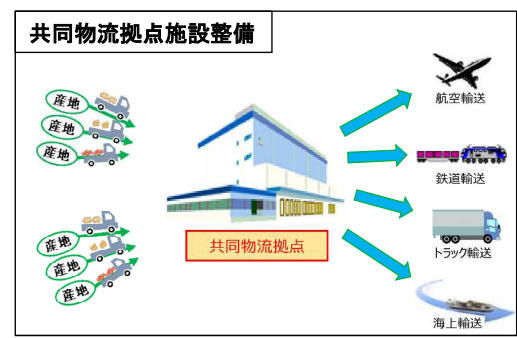
令和6年度の事業計画認定を受けた事業者

【対象施設】

農産物配送のための一時保管を主とする共同物流
拠点施設

【補助率】

補助率：1/3以内



5 一般会計補正予算款別内訳（歳入）

（単位：百万円）

| 款名 | 補正前の額 (A) | 今回補正額 (B) | 計 (A+B) |
|-------------|--------------|--------------|------------|
| 県税 | 418,023 | — | 418,023 |
| 地方消費税清算金 | 140,423 | — | 140,423 |
| 地方譲与税 | 56,923 | — | 56,923 |
| 地方特例交付金 | 10,180 | — | 10,180 |
| 地方交付税 | 196,974 | — | 196,974 |
| 交通安全対策特別交付金 | 705 | — | 705 |
| 分担金及び負担金 | 8,175 | — | 8,175 |
| 使用料及び手数料 | 15,915 | — | 15,915 |
| 国庫支出金 | 129,838 | 1,210 | 131,048 |
| 財産収入 | 1,524 | — | 1,524 |
| 寄附金 | 131 | — | 131 |
| 繰入金 | 45,824 | 13 | 45,837 |
| 繰越金 | 5,000 | — | 5,000 |
| 諸収入 | 138,886 | — | 138,886 |
| 県債 | 82,669 | — | 82,669 |
| 計 | 1,251,190 | 1,223 | 1,252,413 |

6 一般会計補正予算款別内訳（歳出）

（単位：百万円）

| 款名 | 補正前の額 (A) | 今回補正額 (B) | 計 (A+B) |
|----------|--------------|--------------|------------|
| 議会費 | 1,688 | — | 1,688 |
| 総務費 | 36,512 | — | 36,512 |
| 企画開発費 | 14,349 | 20 | 14,369 |
| 生活環境費 | 11,568 | 404 | 11,972 |
| 防災・危機管理費 | 4,741 | — | 4,741 |
| 保健医療費 | 137,575 | 71 | 137,646 |
| 福祉費 | 92,710 | — | 92,710 |
| 労働費 | 3,682 | 42 | 3,724 |
| 農林水産業費 | 42,101 | 293 | 42,394 |
| 営業戦略費 | 6,503 | 350 | 6,853 |
| 立地推進費 | 18,061 | — | 18,061 |
| 商工費 | 117,814 | 30 | 117,844 |
| 土木費 | 98,954 | 13 | 98,967 |
| 警察費 | 64,542 | — | 64,542 |
| 教育費 | 275,212 | — | 275,212 |
| 災害復旧費 | 808 | — | 808 |
| 公債費 | 148,158 | — | 148,158 |
| 諸支出金 | 175,212 | — | 175,212 |
| 予備費 | 1,000 | — | 1,000 |
| 計 | 1,251,190 | 1,223 | 1,252,413 |

Ⅲ 債務負担行為一覧

[一般会計]
(新規分)

| 事 項 | 事 業 内 容 | 期 間 | 限 度 額 |
|--------------------------|---|---------------------|--|
| 中小事業者災害対応再生可能エネルギー導入利子補給 | 茨城県中小事業者災害対応再生可能エネルギー導入利子補給金交付要項に基づき、金融機関が中小企業者等に対し、令和6年度において資金を貸し付けたときは、県は当該中小企業者等に対し利子補給する。 | 自 令和7年度 至 令和11年度 | 融資総額1億1,050万円の融資残高に対し、茨城県中小事業者災害対応再生可能エネルギー導入利子補給金交付要項に定める利子補給率を乗じて得た額 |

IV 条例その他の議案の概要

| 議 案 | 内 容 |
|---|--|
| <p>(財政課、畜産課) 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例</p> <p>牛海綿状脳症（BSE）の検査費用の上昇の影響を踏まえ、所要の改正をしようとするものである。</p> | <p>改正の内容</p> <p>BSE 検査費用の上昇の影響を踏まえた手数料の増額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝達性海綿状脳症に係る家畜検査手数料 7,400 円 → 18,000 円 <p style="text-align: right;">(施行日 令和6年8月1日)</p> |
| <p>(税務課) 茨城県県税条例等の一部を改正する条例</p> <p>地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p> | <p>改正の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法人事業税の外形標準課税の適用対象法人の見直し 以下の法人は、資本金が1億円以下であっても、外形標準課税の対象とするもの (1) 前事業年度に外形標準課税の対象であった法人で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるもの (2) 資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるもの 2 軽油引取税の課税免除の対象からマリンレジャー等に使用される自家用船舶（プレジャーボート）を除外 3 その他所要の改正 <p style="text-align: right;">(施行日 公布の日外)</p> |
| <p>(市町村課) 茨城県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例</p> <p>住民基本台帳法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p> | <p>改正の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国外転出者もマイナンバーカードや電子証明書を利用することができるよう、国外転出後も利用可能な「戸籍の附票」を個人認証の基盤として活用することに伴い、県が戸籍の附票の情報を取り扱うこととなるため、住民基本台帳法の規定に基づき戸籍の附票の情報の保護に関する審議会を設置するもの（「茨城県情報公開・個人情報保護審査会」を当該審議会に位置付け） 2 その他所要の改正 <p style="text-align: right;">(施行日 公布の日)</p> |

| 議 案 | 内 容 |
|--|--|
| <p>(薬務課、財政課、会計管理課)</p> <p>大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例</p> <p>大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部改正に伴い、関係条例を改正しようとするものである。</p> | <p>改正の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 用語の整理 「大麻取締法」→「大麻草の栽培の規制に関する法律」等 2 その他所要の改正 <p>(参考) 改正条例(3条例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茨城県証紙条例(会計管理課) ・茨城県手数料徴収条例(財政課) ・茨城県薬物の濫用の防止に関する条例(薬務課) <p>(施行日 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行の日外)</p> |
| <p>(医療人材課)</p> <p>茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例</p> <p>医師の地域偏在の課題に対応するため、所要の改正をしようとするものである。</p> | <p>改正の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 修学資金の返還免除要件の見直し <ol style="list-style-type: none"> (1) 医師不足地域における従事要件の見直し 臨床研修期間を含む9年間のうち4.5年以上 → 臨床研修期間を除く7年間のうち4.5年以上 (2) 医師不足地域外の医療機関での勤務のうち医師不足地域の医療提供体制への貢献が認められるものは、医師不足地域での勤務とみなす 2 その他所要の改正 <p>(施行日 令和7年4月1日)</p> |
| <p>(子ども未来課)</p> <p>茨城県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>国の定める基準の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p> | <p>改正の内容</p> <p>教育及び保育に従事する職員1人当たりの子どもの人数に関する認定要件の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上満4歳未満の子ども おおむね20人 → おおむね15人 ・満4歳以上の子ども おおむね30人 → おおむね25人 <p>(施行日 公布の日)</p> |

| 議 案 | 内 容 |
|--|---|
| <p>(農業経営課)</p> <p>茨城県農林漁業災害対策特別措置条例の一部を改正する条例</p> <p>経営体の大規模化、災害の局地化など、農林漁業者等を取り巻く情勢の変化を踏まえ、被災した農林漁業者等に対する助成措置等を円滑に実施できるよう、所要の改正をしようとするものである。</p> | <p>改正の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 経営体の大規模化に対応するため、農業者の補助要件を見直し 収穫量及び年間収入が平年比 30%以上減少した場合 → 収穫量が平年比 30%以上減少した場合（年間収入の減少要件を廃止） 2 災害の局地化に対応するため、助成措置等に係る地域指定要件を廃止 3 その他所要の改正 <p style="text-align: right;">(施行日 公布の日)</p> |

| 議 案 | 内 容 |
|---|---|
| <p>(管財課) 工事請負契約の締結について</p> <p>県庁舎ヒートポンプ更新工事について、請負契約を締結しようとするものである。</p> | <p>工事の内容</p> <p>(1)工 事 名 県庁舎ヒートポンプ更新工事 (2)工 事 箇 所 水戸市笠原町地内（県庁舎） (3)工 事 内 容 ヒートポンプ更新 一式 (4)工 期 令和6年6月～令和7年3月 (5)請負契約額 535,843,000円 (6)契約の相手方 水戸市千波町2770番地の5 暁飯島工業株式会社 代表取締役 植田 俊二</p> |
| <p>(林政課) 工事請負契約の締結について</p> <p>植物園等魅力向上対策事業にかかる建設工事について、請負契約を締結しようとするものである。</p> | <p>工事の内容</p> <p>(1)工 事 名 茨城県植物園等整備工事 (2)工 事 箇 所 那珂市戸地内 (3)工 事 内 容 (主なもの) ・温浴施設建築工事 一式 ・コテージ建築工事 一式 等 (4)工 期 令和6年6月～令和7年3月 (5)請負契約額 2,719,398,000円 (6)契約の相手方 秋山・秀建・浅川特定建設工事共同企業体 代表構成員 日立市大沼町1丁目7番1号 株式会社秋山工務店 代表取締役 秋山 芳久</p> |
| <p>(疾病対策課) 訴えの提起について</p> <p>茨城県ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等に係る検査無料化事業支援金返還金の支払を求めため、裁判所へ訴えを提起しようとするものである。</p> | <p>提訴の内容</p> <p>(1)内容 不当な請求により、相手方が不正に受給した茨城県ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等に係る検査無料化事業支援金の返還金の支払を求めもの</p> <p>(2)提訴の相手方 株式会社メディトランセ</p> |

| 議 案 | 内 容 |
|---|---|
| <p>(中小企業課) 特定調停について</p> <p>中小企業高度化資金貸付金の主債務者である新治商業協同組合の連帯保証人との特定調停事件について、調停を成立させるものである。</p> | <p>調停の概要</p> <p>(1) 調停の申立人 新治商業協同組合連帯保証人10名</p> <p>(2) 債権の概要 新治商業協同組合：539,565,000円及びその遅延損害金</p> <p>(3) 調停の方針 新治商業協同組合の連帯保証人は県に債務のうち一部の金額を令和6年12月30日までに支払い、県は連帯保証人の残債務の支払い義務を免除する</p> |
| <p>(宅地整備販売課) 権利の放棄について</p> <p>産業廃棄物処理費用に係る損害賠償金のうち、回収不能の債権について、権利の放棄をしようとするものである。</p> | <p>議案の概要</p> <p>(1) 放棄する権利 産業廃棄物処理費用の損害賠償金に係る債権</p> <p>(2) 放棄する金額 187,893,935円及びその遅延損害金</p> <p>(3) 債 務 者 千葉県柏市松葉町七丁目8番地の3 株式会社スガハラ 外3名</p> <p>(4) 放棄の理由 自己破産や死亡後相続放棄されたため、権利を放棄するもの</p> |
| <p>(中小企業課) 権利の放棄について</p> <p>中小企業高度化資金貸付金のうち、回収不能の債権について、権利の放棄をしようとするものである。</p> | <p>議案の概要</p> <p>(1) 放棄する権利 中小企業高度化資金貸付金の連帯保証に係る債権</p> <p>(2) 放棄する金額 539,565,000円及びその違約金</p> <p>(3) 債 務 者 土浦市藤沢1380番地1 鈴木洋一</p> <p>(4) 放棄の理由 破産法第253条第1項の規定に基づき、債務者が当該債権につきその責任を免れたことから回収不能のため、権利を放棄するもの</p> |

V 報告事項

1. 地方自治法第179条第1項の規定に基づくもの

| 事 項 (専決処分年月日) | 内 容 |
|--|--|
| <p>(税務課) 茨城県県税条例の一部を改正する条例 (令和6年3月30日専決処分)</p> <p>地方税法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p> | <p>改正の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 個人県民税 令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税義務者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円の減税を実施 2 不動産取得税 <ol style="list-style-type: none"> (1) 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年を経過した日に緩和する特例措置(6月→1年)の2年延長等 (2) 住宅及び土地の取得に係る税率の特例措置(4%→3%)の3年延長 (3) 宅地評価土地の取得に係る課税標準の特例措置(課税標準を土地価格の2分の1とする措置)の3年延長 3 軽油引取税 課税免除の特例措置の3年延長等 4 狩猟税 対象鳥獣捕獲員等が受ける狩猟者の登録に係る課税免除又は税率の特例措置について、その適用期限を5年延長 <p style="text-align: right;">(施行日 令和6年4月1日)</p> |
| <p>(道路維持課) 損害賠償の額の決定について (令和6年4月25日専決処分)</p> <p>国道上で発生した自動車破損事故について、損害賠償の額を定めようとするものである。</p> | <p>損害賠償の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事故発生日時 令和5年10月29日(日)午前8時20分頃 (2) 事故発生場所 茨城県行方市次木300番地地先国道上 (3) 事故概要 相手方が普通特種自動車で国道から国道沿いの倉庫へ進入する際、道路側溝のグレーチング蓋を跳ね上げ、同車両を破損した事故 (4) 損害賠償額 3,666,256円 (全額、損害保険ジャパン株式会社からの支払) |